

障害児保育園へレン



施設概要

業種

児童福祉法に基づく児童発達支援事業

営業時間

月曜日～金曜日 / 8:00～18:30

スタッフ体制

常勤職員 9名
 (管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、看護師)
 その他非常勤職員 数名
 (保育スタッフ、看護師、作業療法士、理学療法士)
 ・うみ組は1対1、そら組は2対1以上の体制をとっています。
 ・個別のリハビリは行っておらず、集団の中で作業療法士、理学療法士の視点を取り込んだ保育を行っています。

定員

うみ組(重症心身障害児)5名
 そら組(重症心身障害児以外)10名
 クラスの振り分けは各自治体での給付会議等での結果に準じます。

対象者

※入園の判断は、主治医からの医療情報提供書を元に、嘱託医と相談の上決定します。

年齢:主に1歳からの未就学児(0歳児は応相談)
 主に中重度の肢体不自由児・知的障害児、重症心身障害児、医療的ケアが必要な児(※利用には受給者証が必要です)

在園児の状況

【うみ組】

●脳性麻痺、サイトメガロウイルス感染症⇒胃ろう管理 ●脳性麻痺、多のう胞性軟化症 ●単純脳回⇒胃ろう管理、気管切開管理 ●13トリソミー⇒経鼻経管栄養、発作対応 ●19トリソミー、甲状腺機能低下症⇒経鼻経管栄養管理、発作対応 ●21トリソミー⇒経鼻経管栄養管理

【そら組】

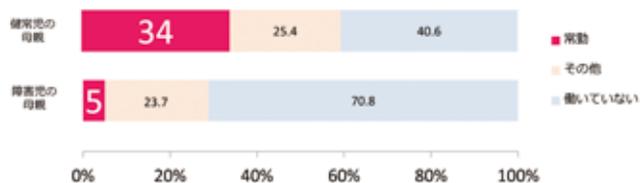
●早産超低出生体重児、気管狭窄⇒気管切開管理 ●総排泄腔外反症⇒人工肛門管理 ●先天性水腎症⇒腎ろう管理 ●胃食道逆流症⇒経鼻経管栄養管理 ●精神発達遅滞、喉頭軟化症⇒睡眠時モニター管理

社会的背景

障害児の母親の95%は安定した就労ができていない
 私たちは日本の「障害児保育問題」解決の一步を踏み出します
 ～子どもを預けられないため、働くことのできない障害児の親が潜在的に存在します～

フルタイムで働く母親の雇用率の比較
 健常児の母親...34%、障害児の母親...5.0%

障害児の母親の常勤雇用率は、健常児の母親に比べ約7分の1
 就労を希望しながらも、働けない障害児の母親が潜在的に存在する。



出典 厚生労働省「全国家庭児童調査」(平成21年度)
 障害(児)者の家族の健康・生活調査大取組実行委員会
 「障害(児)者・家族のくらしと介護者の健康調査」(平成8年)

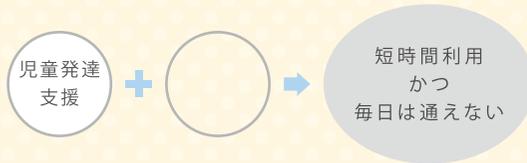
「障害児を預かり、保護者の就労を支える」を目的とする機関は現状ではゼロ

名称	目的	対象	利用時間	重心児受入れ	受け入れ体制
保育園	保育	日中の保育に欠ける子ども	毎週月～土 8:00～19:00頃 延長保育あり	×	保育士の増員△ 専門のスタッフ× 医療的ケア△
幼稚園	教育	日中に親がいる子ども	毎週月～金 9:00～15:00頃	×	教諭の増員△ 専門のスタッフ× 医療的ケア△
児童発達支援	療育	障害児	週1日～ 日中の放時間 親同伴の場合もある	○	専門のスタッフ○ 医療的ケア○
一部のベビーシッター	保育	すべての子ども	事業所によっては24時間受付可能。ただし非常に高額なため、毎日の利用は困難	△	専門のスタッフ△ 医療的ケア△

※児童発達支援
 児童福祉法に基づく障害児向け日中通所施設。利用者は費用の1割負担のみで利用可能
 短時間の利用を想定しているため、長時間の預かりには国の補助額が足りず、経営上困難。

ヘレンで利用している制度

従来の児童発達支援事業所



2014年9月開園時の障害児保育園ヘレンは…



独自保育というヘレン独自に設定した保育に対して月単位で利用料をお支払い頂く ▶ 各関係機関との調整が難航し、新規園を作りにくい

今後の障害児保育園ヘレンでは…



2015年4月『子ども子育て支援法』の中で制定された『居宅訪問型保育』を利用 ▶ 2つの制度を利用するわかりにくさはあるため、今後も改善が必要。(児童発達支援の利用のみで運用収入を賄えるような加算がつくような制度改革など)

親御さんの声

ヘレンには境遇が似た子が沢山いて、先生もその子にあった対応をしてくれました。集団生活の中で、動ける子からは動きを学び、喋れる子からはお話を学び、子どもって『見て真似て』育つんだなと。それまで病気のことばかりに気を取られて、子どもらしいしぐさや表情に気づけなかったんです。ヘレンに通ったことで『介護っばい』ものだった私の子育てが『育児』になりました。



今後の課題

今後、2016年7月にヘレンすがも園(豊島区)、2017年2月にヘレンきょうどう園(世田谷区)、2017年4月にヘレンしのめ園(江東区)を開園する予定。その後も、東京23区内に開園の調整をしています。

本来は、障害のある子どもそうでない子ども同じ環境で過ごすことが、理想だと思っています。そういった環境が整うまでの間、今現在、通う場所がなく困っている子どもたちの生活の場としてヘレンは必要と考えます。

毎日のように、日本中からヘレンへの問い合わせを頂いています。園を増やすことが急務だと感じておりますが、私達だけでは限界があります。日本中、様々な地域でそういった園は必要とされていると思います。日本のどこの地域の事業所でも、長時間預かりがしやすくなるような制度が必要で、その必要性をヘレンの活動を通じて訴えていきたいと思っています。

障害の有無に関係なく、親御さんが当たり前働くことを選択できる社会、子どもたちが年齢にあった集団での経験を積める社会の実現を目指しています。